

事務連絡
平成29年6月15日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業における処遇改善等に向けた公共工事の発注について

建設業の担い手の確保・育成に向けては、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入促進等の処遇改善や休日の確保等の働き方改革を進めることが重要な取組となります。

これまでも公共工事の発注においては、いわゆる担い手3法の趣旨を踏まえ、適正な予定価格の設定や計画的な発注等に努めてきたところですが、先般、政府において「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）がとりまとめられたことや、建設業における社会保険等未加入対策の取組の目標年次が到来したこと等を踏まえ、処遇改善等を通じた担い手の確保・育成に一層取り組むよう、各都道府県及び各指定都市に対し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第132号
国土入企第4号
平成29年6月15日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議員 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議員 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

建設業における処遇改善等に向けた公共工事の発注について

建設業の担い手の確保・育成に向けては、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入促進等の処遇改善や休日の確保等の働き方改革を進めることが重要な取組となります。

これまでも公共工事の発注においては、いわゆる担い手3法の趣旨を踏まえ、適正な予定価格の設定や計画的な発注等に努めてきたところですが、先般、政府において「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）がとりまとめられたことや、建設業における社会保険等未加入対策の取組の目標年次が到来したこと等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、改めて

下記の措置を徹底することにより、処遇改善等を通じた担い手の確保・育成に一層取り組んでいただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 適切な賃金水準と休日の確保促進

建設業は、他産業と比較すると、高齢化が進展しており、生産労働者の賃金は低く、所定内労働時間は多い傾向にあることから、今後、公共工事の担い手の確保・育成を進めていくためには、適切な賃金水準と週休2日など休日の確保が喫緊の課題となっています。

これまでも「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年10月14日付け総行第202号・国土入企第18号）や「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）等により、最新の公共工事設計労務単価の活用等による適切な積算や低入札価格調査制度等の適切な活用によるダンピング受注の排除、休日による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定等に取り組むよう要請してきたところです。

「働き方改革実行計画」においても、「建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠である」とされたことを踏まえ、改めて、適正な価格による契約と適正な工期設定を徹底し、適切な賃金水準と週休2日など休日の確保を促進すること。

2. 社会保険等への加入促進

建設業における社会保険等未加入対策については、平成29年度までに許可業者の加入率を100%とすること等を目標とし、行政、各建設業団体及び各企業等が一体となって、法定福利費の確保や未加入企業への対応等に取り組んできたところですが、目標年次が到来した今年度以降も、引き続き、関係者が一体となって、社会保険等への加入対策を強く推進していくこととしたことを踏まえ、各地方公共団体においても、引き続き、以下の取組等を推進し、未加入業者の社会保険等への加入を促進すること。

（1）法定福利費の予定価格への適切な反映

社会保険への加入を促進するためには、労働者を雇用する企業の義務的な

経費である法定福利費の確保が特に重要であることを踏まえ、法定福利費を予定価格へ適切に反映すること。

なお、国土交通省直轄工事においては、社会保険料の事業主負担分を現場管理費に、個人負担分を公共工事設計労務単価にそれぞれ計上し、適切に法定福利費を予定価格に反映させていますので、参考とすること。

(2) 施工に携わる建設企業の加入業者への限定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定により変更。）において、下請業者も含めて社会保険等未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号）等でこれまで要請してきた内容を踏まえ、下請負人も含めて、施工に携わる建設企業を、法令に基づき必要な社会保険等に適切に加入している業者に限定すること。

なお、国土交通省直轄工事においては、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）で通知したとおり、平成29年4月以降、2次以下も含めた全ての下請負人を加入業者に限定する取組を実施していますので、参考とすること。

以 上